

## 疑 義 解 釈 ( そ の 8 )

### 【電子的保健医療情報活用加算】

問1 区分番号「A 0 0 0」初診料の注12に規定する電子的保健医療情報活用加算について、電子資格確認を行った結果、患者の診療情報等が存在しなかった場合は、ただし書の「当該患者に係る診療情報等の取得が困難な場合」に該当すると考えてよいか。

(答) よい。

～ 県 歯 注 釈 ～

システムを通じて診療情報等（患者の薬剤情報または特定健診情報）を取得できなかった場合に該当し＋7点ではなく＋3点（令和6年3月31日までの経過措置）での対応となります。